

月形町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
5年度	人 2,821	千円 4,656,580	千円 118,484	千円 616,602	% 13.24	% 13.53

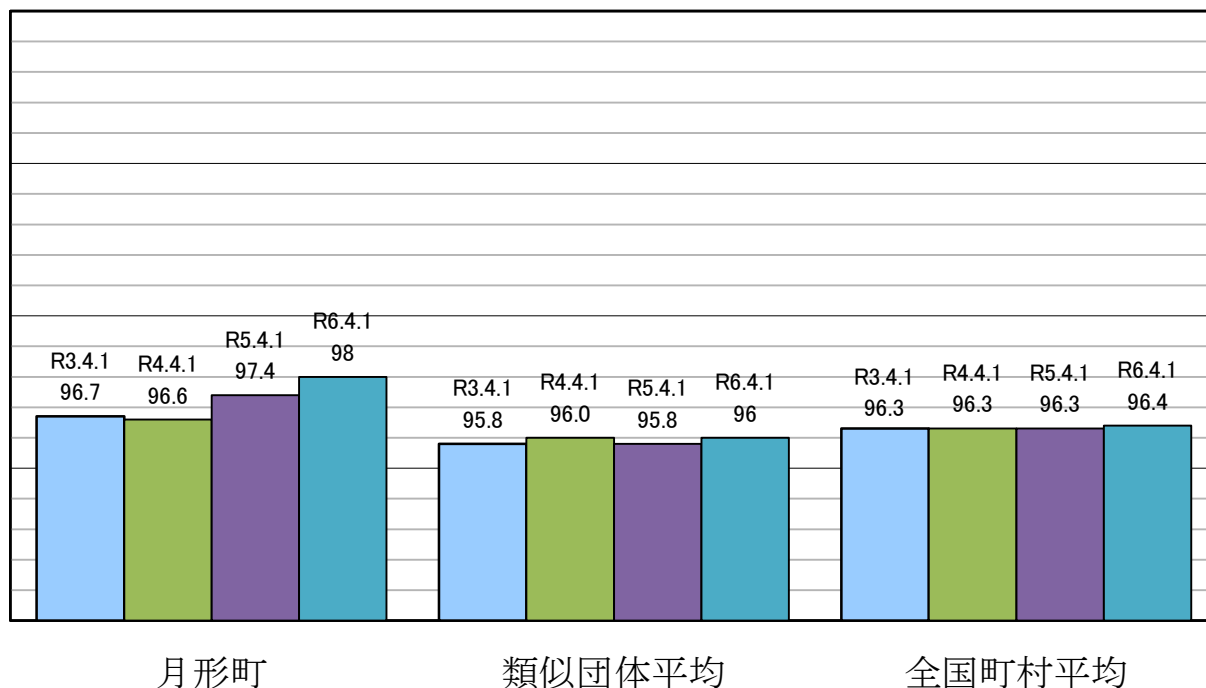
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 66	千円 229,642	千円 39,067	千円 87,208	千円 355,917	千円 5,393	千円 5,514

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況

(例)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 ※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前にくらべ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

経験年数の短い職員の退職や社会人採用の実施により、給与水準が高い職員が多いことがラスパイレス指数の上昇に影響している。
 今後も人事院勧告に準拠し、給与の適正化に努めていく。

(4) 給与改定の状況

※人事委員会を設置していないため記載なし

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

[**実施** 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 行政職給料表について、国家公務員に準拠し、平均2%引き下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
月形町	40.1 歳	301,600 円	343,793 円	337,418 円
北海道	42.5 歳	318,816 円	387,874 円	362,290 円
国	42.1 歳	323,823 円	-	405,378 円
類似団体	41.0 歳	299,781 円	343,406 円	328,800 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区分		月形町	北海道	国
一般行政職	大学卒	220,000 円	220,000 円	220,000 円
	高校卒	188,000 円	188,000 円	188,000 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

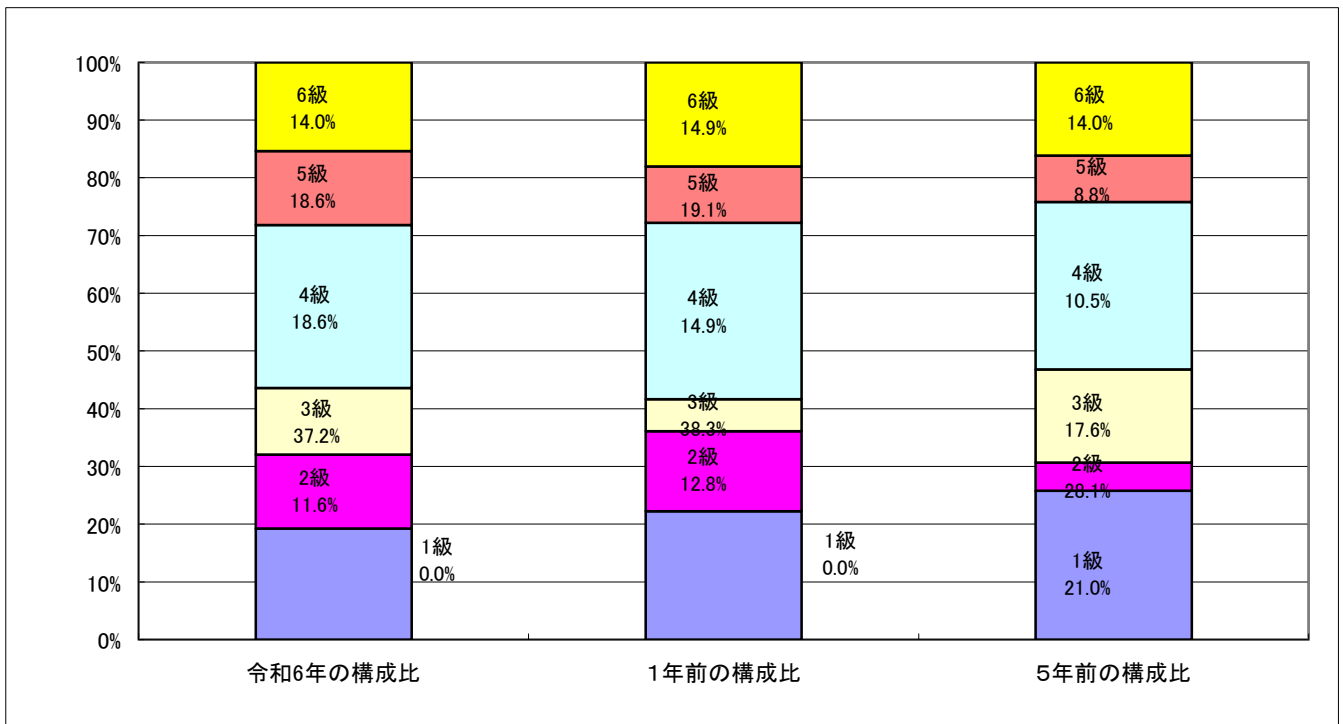
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年
一般行政職	大学卒	- 円	- 円	- 円
	高校卒	225,600 円	307,400 円	346,600 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

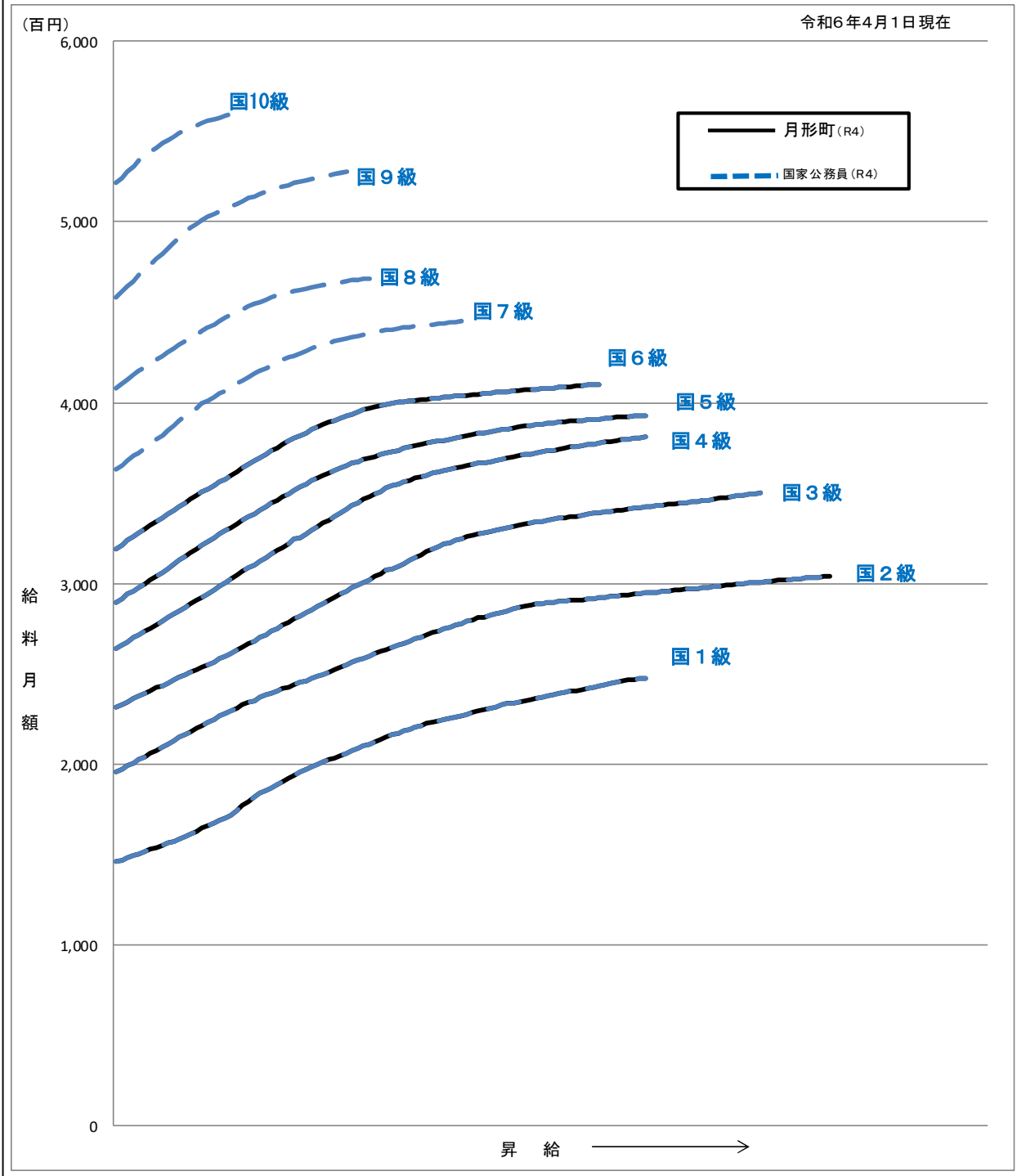
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号俸の給料月額	最高号俸の給料月額
6級	重要な業務を所掌し、特に責任の度が重いと認められる課長、参事、事務局長等の職務	12人	16.67%	335,000円	415,700円
5級	相当高度の知識及び経験を必要とし、責任の度が重いと認められる課長補佐または主幹の職務	10人	13.89%	309,800円	398,200円
4級	特に高度な知識及び経験を必要とする業務を行う係長又は主査	22人	30.56%	287,300円	386,100円
3級	1 係長又は主査の職務 2 主任の職務	9人	12.50%	261,300円	354,700円
2級	特に高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務	10人	13.89%	230,000円	308,500円
1級	定型的な業務を行う職	15人	20.83%	183,500円	258,100円

- (注) 1 月形町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成19年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較(行政職(一)) (令和6年4月1日現在)



(3) 昇給への勤務成績の反映状況

令和6年4月2日から令和7年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ(一律)					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

月形町	北海道	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,321 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,682 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率					
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ(一律)					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

月形町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置(2%から45%加算)			・定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額		4,433 千円	0 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

該当なし

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(5年度決算)				50 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)				5,511 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(5年度)				13.6 %
手当の種類(手当数)				3
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
犬取扱作業手当	住民課職員	野犬の捕獲等	日額1,000円	
有害鳥獣駆除手当	住民課及び農林建設課職	有害獣(狐)の捕獲等	日額1,000円	
害虫駆除手当	住民課職員	蜂(スズメ蜂)の駆除作業	日額1,000円	

(5) 時間外勤務手当

支給実績(5年度決算)	10,595 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	230 千円
支給実績(4年度決算)	13,029 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	303 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給される手当。 ・配偶者 6,500円 ・父母等 6,500円 ・子 10,000円(満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの間にある子は5,000円加算)	同じ		7,443 千円	248,100 千円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け月額16,000円を超える家賃を支払っている職員及びその所有に係る住宅に居住している職員で世帯主である職員に支給される手当。 ・借家 月額28,000円を限度に支給 ・持家 町内居住者月額10,000円 町外居住者月額5,000円	異なる	国は持家の場合支給なし	6,659 千円	141,680 千円
通勤手当	通勤のため交通機関を利用し運賃を負担している職員や自動車等の交通用具を使用している職員に支給される手当。 ・交通機関 定期代金額(最高55,000円) ・自動車等 2 ^{キロ} 以上60 ^{キロ} 未満は距離に応じ2,000円～29,800円、60 ^{キロ} 以上は31,600円	同じ		72 千円	24,000 千円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し、職制上の段階、給料表の適用級に応じて支給される手当。 ・課長(行(一)6級) 41,900円 ・課長補佐(行(一)5級) 31,500円	異なる	職制上の段階が異なる	8,314 千円	461,888 千円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等の正規の勤務時間の勤務に対して支給される手当。勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額に100分の125～100分の150までの範囲内で定める割合を乗じて得た額が支給される。	同じ		4(5)時間外手当に含まれる	
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から午前5時までの間に勤務した職員に対して支給される手当。勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額の100分の25が支給される。	同じ		4(5)時間外手当に含まれる	
寒冷地手当	11月から翌年3月まで月の初日に在職する職員に支給する手当。 ・世帯主である職員(扶養あり) 月額23,360円 ・世帯主である職員(扶養なし) 月額13,060円 ・その他の職員 月額8,800円	同じ		5,403 千円	87,145 千円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	686,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 846,800 円/ 528,000 円	
	副 町 長	601,000 円	677,700 円/ 481,000 円	
報 酬	議 長	282,000 円	400,000 円/ 203,000 円	
	副 議 長	228,000 円	314,000 円/ 130,000 円	
	議 員	187,000 円	290,000 円/ 109,000 円	
期 末 手 当	町 長 副 町 長	(令和4年度支給割合) 4.40月分 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(令和4年度支給割合) 4.5月分 月分		
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	町 長	給料月額×在職年数×5.126	14,065,744 円	任期毎
	副 町 長	給料月額×在職年数×3.234	7,774,536 円	任期毎
	備 考			

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

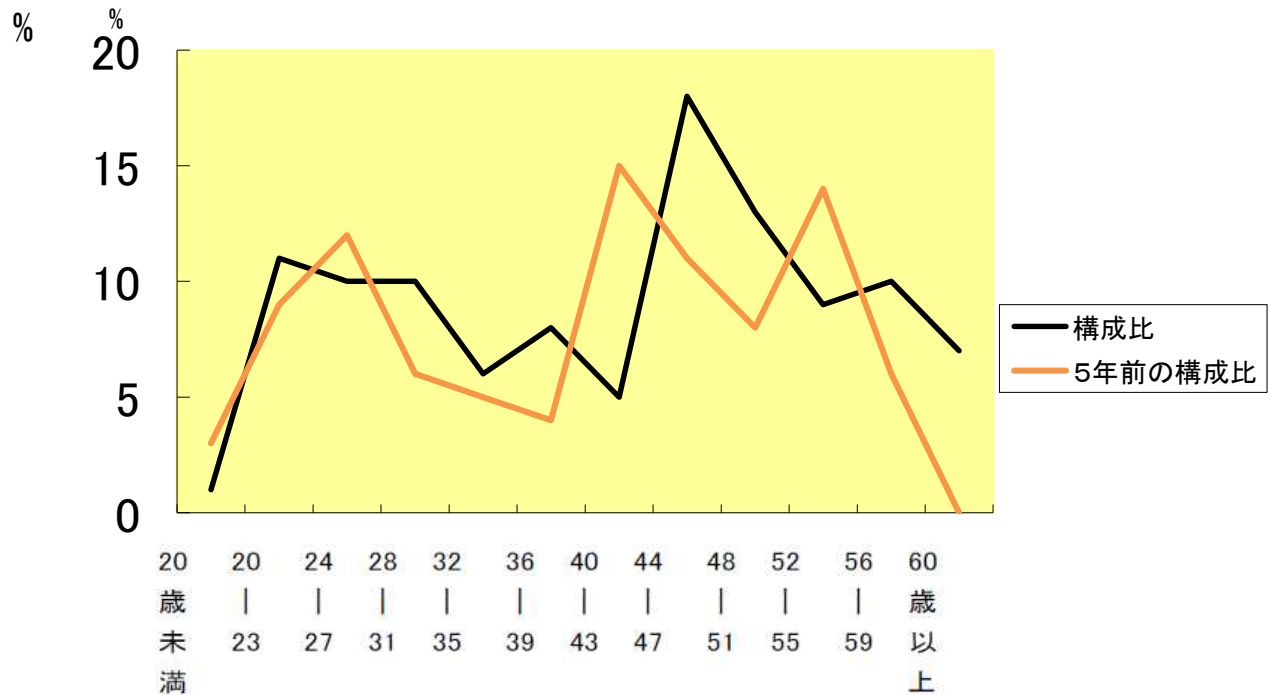
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和5年	令和4年			
普通 会計 部門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	機構改革による増減
		総務企画	23	23	0	
		税 務	2	2	0	
		民 生	10	10	0	
		衛 生	5	5	0	
農林水産		7	7	0		
商 工		3	3	0		
土 木	6	5	1			
	計	58	57	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 212.30 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 205.60 人)	
	教育部門	9	9	0		
	小 計	67	66	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 245.24 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 237.50 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	病院	30	28	2	
		下水道	1	1	0	
		その他	6	6	0	
	小 計	37	35	2		
合 計		104	101	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 380.67 人	
		[99]	[99]	[0]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	1人	11人	10人	10人	6人	8人	5人	18人	13人	9人	10人	7人	108人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

区分 部門	31年	2年	3年	4年	5年	6年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	54	56	55	55	55	58	4 (11.63%)
教育	6	7	7	7	7	9	3 (-28.57%)
普通会計	0	0	0	0	0	0	0 (6.00%)
公営企業等会計	60	63	62	62	62	67	7 (-20.00%)
総合計	60	63	62	62	62	67	7 (3.64%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。